

9月20日～26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適正な飼育について皆さんの関心と理解を深めるためにあります。この機会に身近にいる動物について考えてみましょう。

犬の飼い主さんへ

🐾 愛犬の登録をしましょう

犬は、生後91日以上になったら登録が必要です。また、狂犬病の発生を防ぐため、年1回予防注射を行うことが義務付けられています。

🐾 トイレマナーをしっかりと

トイレは自宅で済ませるのがマナーですが、万が一に備え、散歩に行くときは必ずスコップや袋、水を持って、ふん尿の後始末をしましょう。

🐾 しつけをしましょう

ほえ癖やかみ癖などで周囲に迷惑を掛けないように、しっかりしつけをしましょう。



猫の飼い主さんへ

🐾 屋内飼育をしましょう

猫は飼い主の知らないところで、ふん尿などの迷惑を掛けているかもしれません。できる限り屋内飼育に努めましょう。また、飼い主の分からない猫に餌を与えることは、その地域に猫が増える原因になるため、安易に与えないようにしてください。

🐾 首輪と名札を忘れずに

飼い猫であることを示すために、飼い主の電話番号や名前を書いた名札を首輪に付けましょう。

🐾 不妊・去勢手術をしましょう

飼えなくなって捨てられてしまう不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術をしましょう。

問 環境課（内線252）

狂犬病の予防注射はお済みですか

今年度の狂犬病予防注射の接種確認ができていない飼い主の方に、東濃西部広域行政事務組合から10月中に「狂犬病予防注射のお知らせ（再通知）」のはがきが送られます。このお知らせが届いた方は、該当する項目に従って手続きください。

- ▶ 予防注射が済んでいない…はがきと愛犬登録証を持って動物病院で予防注射を受け、注射済票（右下）の交付申請（手数料550円）をしてください。
- ▶ 愛犬が亡くなったが、手続きが済んでいない…鑑札および注射済票を持って、市環境課または各支所で死亡の手続きをしてください。
- ▶ 予防注射は済んだが、注射済票の交付申請が済んでいない…はがきと愛犬登録証、動物病院で発行された「狂犬病予防注射済証」（左下）を持って、市環境課または各支所で注射済票の交付申請（手数料550円）をしてください。

<狂犬病予防注射済証>



<注射済票>



※はがきに心当たりのない方は、東濃西部広域行政事務組合（☎27150）まで連絡ください。

問 環境課（内線252）